

事業評価書（事前）

事務事業名	地域求職活動援助事業（高齢者関係：地域高齢者能力活用職域開発支援事業）	
事務事業の概要	(1)目的	<p>中高年齢者を巡る雇用失業情勢は、長引く景気低迷を受けて人事面におけるリストラの進行や求人年齢の制限等により、依然として極めて厳しい状態が続いている。不良債権の最終処理等、構造改革が進められる中で、こうした情勢が今後さらに悪化するおそれもある。また、年金の支給開始年齢の引上げ等を受けて、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの安定した雇用の確保が急務となっているが、高齢者のための職域の確保が困難であること等から、制度の普及が進んでいない。</p> <p>こうした状況を早急に打開していくために、中高年齢者の職域を開発し、雇用就業機会の創出を強力に支援して高齢者の能力の活用を図ることを目的とする。</p>
	(2)内容	<p>地域求職活動援助事業の一環として、地方公共団体主導の下、事業主団体に次の事業を行わせる。</p> <p style="text-align: center;">業務内容</p> <p>事業主団体内に高年齢者雇用促進委員会を設置して、高齢者雇用促進事業計画を策定し、「地域高齢者能力活用職域開発支援事業」のアクションプランで具体化してきた具体的取組を同計画に沿って行うプラン実践企業を指定し、その取組に対して助言等の支援を行う。また、セミナーや会報、リーフレット作成等を通じ、傘下企業や地域の事業主に、具体的取組の成果の普及を図り、その取組を促すとともに、年齢制限緩和や高齢者雇用確保措置の導入促進等の啓発活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（プラン実践企業における取組の例）</p> <p style="text-align: center;">高年齢者の職域開発のための事業（社内八ローワークの設置、高齢者のワークシェアリングの実施、高齢子会社の設置等）</p> <p style="text-align: center;">在職高年齢者の再就職支援体制を整備する事業（転身支援事業、企業グループ内の派遣事業（人材バンクの設置等）等）</p> <p style="text-align: center;">実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託団体は、高年齢者雇用促進者を置き、の業務を統括する。 ・公共職業安定所及び労働局は、地方公共団体とともに、成果の普及啓発に協力し、高年齢者等雇用安定センターは、高年齢者雇用促進者と連携して、傘下企業にアドバイザーを派遣する。
	(3)達成目標	！ 予算額（案） ！
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>高齢者を巡る雇用失業情勢は、長引く景気低迷を受けて人事面におけるリストラの進行や求人年齢の制限等により、依然として厳しい状態が続いており、このような深刻な状況を打開していくことが求められているが、本事業を通じて企業における高齢者の職域開発への取組が広がることにより、高齢者の雇用機会が確保されることが期待される。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>急速に高齢化が進展し、高齢者の雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、本事業の実施により高齢者の職域の拡大が図られ、高齢者の職業の安定、ひいては経済、社会の安定と発展に資するものであり、高い公益性を有する。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>急速に高齢化が進展する中で、高齢者の雇用機会の確保による我が国経済社会の活力の維持は国家的な課題である。また、現在の経済状況下において</p>
	(2)評価	

	<p>は、事業主の自主的な努力だけでは高齢者等の職域開発の積極的な推進を期待しにくい状況にあるため、政府が積極的にこの取組を後押しする必要がある。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕</p> <p>新たな雇用創出は、国と地方が連携・協力して進める必要がある。中でも高齢者の雇用確保は高齢化が急速に進展する中であって喫緊の問題であるため、地方自治体の協力を得つつ、国としてこれを支援する対策を講じる必要がある。このため、地域雇用開発促進法に基づいて都道府県が策定する地域求職活動援助計画に基づき、地方公共団体が本事業の実施事業主団体の選定、当該団体の取組の支援を行うこととしている。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕</p> <p>この事業は、地方公共団体の主導の下、各地域の経済団体に委託して実施されるものである。</p> <p>〔緊要性の有無〕</p> <p>平成12年に策定された高齢者等職業安定対策基本方針により、向こう10年程度の間、原則として希望者全員が、その意欲及び能力に応じて65歳まで継続して働くことができる制度の普及を図ることとされたが、職域開発が進まないことから高齢者雇用確保措置の普及は進まず、また、60～64歳の完全失業率が8%と、他の年齢層に比較して極端に高く、早急な対策が必要である。</p> <p>〔社会経済情勢の変化を受けた廃止、休止の可否（継続事業のみ）〕</p> <p>全国の多くの企業で自主的に中高年齢者の職域開発のための体制を構築できるようになったときは、本事業を廃止する。</p>
(2)有効性	<p>〔これまで達成された効果（継続事業） 今後見込まれる効果〕</p> <p>地域高齢者能力活用職域開発支援事業は平成12年度より実施しており、これらの成果の中には、定年退職者を対象としたワークシェアリングの実践、高齢子会社による新たな職域の創生などに道筋をつけている。</p> <p>今後は、効果が高いと見込まれるプランに特化し、かつ、新たなプラン実践企業においても、同様の効果が得られるよう実践手順を公開することなどにより、雇用情勢が厳しい全国の各地域において、高齢者の雇用機会の拡大に高い効果を有すると考える。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕</p> <p>本事業では、プラン実践企業での具体的取組を求めるとともに事業主団体の傘下企業への普及を要件としており、同事業年度の効果だけでなく、各企業での高齢者等の職域開発のための体制構築の普及という波及効果も見込んでいる。</p>
(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>地域の産業特性等を踏まえつつ、全国的に高齢者の職域開発を進めていくためには、雇用管理(賃金・人事制度等)について知識・経験を有する者の助言等の支援が必要であり、その実施は地域の実情に精通した事業主団体が行うことが最適であること、また、そこで得られた成果をセミナーや会報等を通じて傘下の他の企業へも普及させることにより波及効果が期待できることなどから、効率的な手段であると考えられる。</p> <p>また、本事業は、事業主団体及びプラン実践企業を通じて得られた効果を基にして、地方公共団体及び事業主団体の指導の下、多数の傘下企業の自主的な取組を通じて高齢者等の職域開発を普及させていくことが期待できるので、波及効果が大きく、投ずる費用(1事業主団体当たり約1,204万円)に比して多くの効果が期待される。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	<p>〔優先性〕</p> <p>高齢化が急速に進展する中で、景気低迷の長期化とあいまって高齢者の雇用失業情勢は極めて厳しい状況にあり、また、年金支給開始年齢の段階的な引上げも実施されていることから、高齢者の雇用機会の確保について優先的に施策を講じる必要がある。</p>
関連事務事業	なし

<p>特記事項</p>	<p>〔各種政府計画との関係及び遵守状況〕 平成12年9月に告示された高年齢者等職業安定対策基本方針において、高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項として、高齢期における職業意欲等の多様化に対応するため、地方公共団体との十分な連携の下に、地域社会に密着した高年齢者の職域開発の推進を図ることが掲げられている。 〔スクラップ・アンド・ビルドについての考え方〕 高齢者雇用に係る施策の全般的な効率化を図るため、高年齢者マッチング支援事業の廃止等の予算要求額の削減を行う一方で、本事業の充実を図ることを予定している。</p>
<p>主管課 及び関係課</p>	<p>(主管課) 職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課</p>